

国民健康保険税

国民健康保険税を納めていただく回数(納期)が変わります

【変更内容】

国民健康保険税の1回(1期)分の負担を軽減するために、普通徴収の納期が平成25年度から12回納付に変わります。

対象 納付書、口座振替で納付している人

※特別徴収で年金から国民健康保険税を納めている人は、今までと同様に年金から徴収されます。

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
24年度				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
25年度	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
	暫定賦課(4月送付)			本算定による賦課(7月送付)								
	前年度の年税額 ÷12期			(確定年税額－暫定賦課額)÷9期								

■税務課(内線123)

市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告を受け付けます

平成25年度の「市県民税」の申告受付が始まります。この申告は、平成25年度に納めていただく市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの額を算定するための重要な資料になります。

期限内に必ず申告してください。

◎申告期限 3月15日(金)

◎受付時間

午前9時～11時30分、午後1時～4時

※申告に必要なものなど、詳しくは「広報おおむら2月号」に掲載します。

※駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

地区	とき	ところ
三浦	2月 1日(金)	三浦住民センター
鈴田		鈴田 〃
西大村	4日(月)～6日(木)	中地区公民館 ※
福重	7日(木)	福重住民センター
松原	8日(金)	松原 〃
竹松	12日(火)～14日(木)	竹松 〃
萱瀬	15日(金)	萱瀬 〃
大村	18日(月)～28日(木) ※土日除く	市役所大会議室
上記申告会場に都合がつかない場合 3月1日(金)～3月15日(金) ※土日除く		

■税務課(内線124)

差押え物件の公売会を開催しました

滞納は許さない!

納税の公平な確保と収率向上のため、差し押された物件の公売会を市役所で行いました。

ロビーには物件の写真が並べられ、訪れた皆さんはお気に入りの商品に入札していきま

した。
市では今後、収納率向上に向けた取り組みを強化していきます。



■収納課(内線128)